

## 見直しの背景

- エコツーリズム推進法（以下「法」）の制定から20年近くが経過し、エコツーリズムに取り組む地域は継続的に増加。全体構想認定協議会数：28（令和8年3月時点）
- エコツーリズムの推進意義や目指す姿や方向性等に対する認識が深まり、エコツーリズムが重要な観光の在り方として一定程度定着。

➤エコツーリズムの意義等について広く国内外に発信し、理解を得るとともに、取組を更に全国に広げることで、自然観光資源の保護と利用の好循環の実現、地域活性化、地方への観光需要の分散等を図るため、新たな課題への対応強化及び地域が取り組みやすくなる方策が必要。

## 見直しのポイント

### 1. 国内外の状況を踏まえた内容の更新

- ・基本方針の制定から現在までのエコツーリズムを取り巻く状況の変化を踏まえた内容の更新
- ・エコツーリズム推進全体構想認定地域の増加など、法制定及び基本方針策定後のエコツーリズムに関する取組の追記 ほか

### 2. 利用集中、マナー違反等へのエコツーリズムの有効活用やインバウンド対応強化

- ・エコツーリズムが目指す方向性を再整理し、日本のエコツーリズムの取組や考え方に関する海外への情報発信の重要性等に関し補強
- ・エコツーリズムの推進が利用集中によるマナー違反や混雑等の緩和に有効である旨を追記
- ・インバウンドに対しては、日本や地域のルールや慣習への理解を得るため、それら自体を魅力として伝えることが重要である旨を追記

### 3. エコツーリズムに取り組んでいる地域への支援の強化

- ・多言語整備等のインバウンド対応に対する支援の追記
- ・自然観光資源等のモニタリング及び評価に対する支援の追記
- ・全体構想認定地域のブランド力や知名度の向上に向けた情報発信の追記 ほか

### 4. 協議会、自治体等がよりエコツーリズムに取り組みやすくなるための改善事項

- ・協議会の事務局を市町村以外のDMO等も担うことができる運用の柔軟性の確保
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項のうち、特定自然観光資源を含む自然観光資源の保護及び育成について内容を整理 ほか